フラット35　手数料改定(令和5年4月1日)について

省エネルギー性に関する審査の義務化により手数料を改定致します。具体的には、以下の内容となります。

・設計検査の通常手数料に省エネルギー性の手数料を含みます。
　※認定書等による場合は、手数料を減額します。
・竣工現場検査の手数料を見直します。

また、以下のいずれかの場合は旧基準での審査とし、手数料を旧手数料とします。(中間現場検査、竣工現場検査共)

① 設計検査を令和5年3月31日までに申請されている場合
② 設計検査を省略する場合で、長期優良住宅の技術的審査または設計住宅性能評価の申請を令和5年3月31日までに行った場合
③ 確認済証の交付を令和5年3月31日までに受けている場合

新手数料　算定例

◆ フラット３５通常手数料　一戸建て住宅等の場合　(同時申請)

		設計検査	中間現場検査	竣工現場検査	合計	
					中間検査あり	中間検査なし
通常手続き		33,000	13,200	14,300	60,500	47,300
竣工済特例		39,600		27,500	67,100	
設計・中間省略	省令準耐火構造			16,500	16,500	
	上記以外			14,300	14,300	
竣工現場検査省略				6,600	6,600	

◆ フラット３５Ｓの加算手数料

	耐震性	省エネルギー性	耐久性・可変性	バリアフリー性
設計検査	13,200	**加算無し**	2,640	13,200

※各申請書右下に記載されている年月を基に手数料の新旧を判断致します。
お間違えないようにお願いします。

（一財）愛知県建築住宅センター

新手数料

1. フラット35適合証明申請手数料

(1) 新築一戸建て住宅等の申請手数料【一戸建て住宅、長屋、共同建て(登録マンションを除く)】

I. フラット35通常手数料

(税込)単位:円

一戸建て住宅等【一戸建て住宅、長屋(重ね建て・連続建て)】				通常手数料
同時申請の場合(※1)	通常手続き	設計検査(※3)		33,000
		中間現場検査	下記以外の場合	13,200
			設計検査を省略かつ省令準耐火構造の場合(※4)	15,400
		竣工現場検査	下記以外の場合	14,300
			設計検査を省略かつ省令準耐火構造の場合(※4)	16,500
		竣工現場検査を省略(※5)		6,600
	竣工済特例	設計検査(※3)		39,600
		竣工現場検査		27,500
単独申請の場合(※2)	通常手続き	設計検査(※3)		39,600
		中間現場検査	下記以外の場合	19,800
			設計検査を省略する場合(※6)	26,400
		竣工現場検査	下記以外の場合	20,900
			設計検査を省略する場合(※6)	27,500
	竣工済特例	設計検査(※3)		46,200
		竣工現場検査		47,300

共同建て住宅(フラット35登録マンションを除く)		通常手数料	
		10戸以下	11戸以上
同時申請の場合(※1)	設計検査(※3)	52,800	5,280×戸数
	竣工現場検査	72,600	7,260×戸数
	竣工現場検査を省略(※5)	6,600	
単独申請の場合(※2)	設計検査(※3)	92,400	9,240×戸数
	竣工現場検査	217,800	21,780×戸数

II. フラット35Sの加算手数料(フラット35Sの基準による申請の場合に、Iの設計検査に加算する手数料)

(税込)単位:円

	耐震性(※7)	省エネルギー性	耐久性・可変性(※8)	バリアフリー性
設計検査	13,200	通常手数料に含む	2,640	13,200

※1.同時申請とは、建築確認又は住宅性能評価のいずれかがセンターに申請されている場合をいいます。

※2.単独申請とは、建築確認及び住宅性能評価のいずれもセンターに申請されていない場合をいいます。(建築確認が不要な場合も含みます。)

※3.断熱構造等の基準(断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上、又は建築物エネルギー消費性能基準)に適合していることを所管行政庁又は第三者機関が交付する証明書等により確認できる場合は申請手数料から22,000円を減算します。

※4.設計(建設)性能評価書を活用する場合又は長期優良住宅により設計検査を省略する場合で、かつ、構造が省令準耐火構造の場合をいいます。(それらの審査をセンターが実施している場合に限ります。)ただし、この手数料を中間現場検査時に納入した場合における竣工現場検査に係る申請手数料は通常の手数料(14,300円)となります。

※5.センターで建設性能評価書を取得済みの場合で、現場検査を省略し、所定の条件に係る書類上の審査のみ実施する場合をいいます。

※6.センターで長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査を実施して設計検査を省略する場合をいいます。ただし、この手数料を中間現場検査時に納入した場合における竣工現場検査に係る申請手数料は通常の手数料(20,900 円)となります。

※7.フラット35S(優良な住宅基準)、フラット35S(特に優良な住宅基準)の耐震性に関する基準に係る設計検査を申請する場合の加算手数料となります。ただし、建築確認においてそれらの基準に係る検査を重複して実施する場合又は設計(建設)性能評価書によって所定の基準を満たしていることが確認できる場合は加算しません。

※8.フラット35S(優良な住宅基準)の耐久性・可変性に関する基準に係る設計検査を申請する場合の加算手数料となります。フラット35S(特に優良な住宅基準)の耐久性・可変性に関する基準に係る申請の場合は、所管行政庁が交付する長期優良住宅であることを証する書類の写しによって所定の基準を満たしていることを確認するため加算はしません。

◆ Ⅰ及びⅡは、申請 1 件あたりの金額です。ただし、一戸建て住宅等(一戸建て住宅、長屋)の申請で複数戸の住宅をまとめて申請する場合は戸数分を乗じた金額となります。

◆ フラット35Sの基準を複数申請する場合は、Ⅱのそれぞれの加算手数料をⅠのフラット 35 通常手数料に加算した合計手数料が申請手数料となります。

◆ 建設場所が「別表　地域別追加手数料(2)」に示す市町村の場合は、Ⅰ又はⅠ+Ⅱの現場検査手数料にそれぞれに定められた追加手数料を加算します。ただし、建築基準法の中間検査又は完了検査等の他制度の検査と同一となる場合は他制度の検査手数料に地域別追加手数料を加算します。

◆ 再検査が必要となる場合又は事前連絡無しで検査をキャンセルされた場合は、Ⅰの現場検査申請手数料の2分の1の手数料を追加します。なお、「別表　地域別追加手数料(2)」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加手数料を加算します。

(2) 共同建て住宅(フラット35登録マンション)及び賃貸住宅融資の申請手数料

I. フラット35通常手数料

(税込)単位:円

共同建て住宅(フラット35登録マンション)及び賃貸住宅融資(※1)		通常手数料	
		設計検査(※4)	現場検査(竣工)
同時申請の場合(※2)	10 戸以下	46,200	72,600
	11 戸以上 50 戸以下	4,620×戸数	72,600
	51 戸以上 100 戸以下	4,620×戸数	290,400
	竣工現場検査を省略(※5)	----	6,600
単独申請の場合(※3)	10 戸以下	112,200	72,600
	11 戸以上 20 戸以下	1,980×戸数+92,400	72,600
	21 戸以上 100 戸以下	1,980×戸数+343,200	290,400

II. フラット35Sの加算手数料(フラット35Sの基準による申請の場合に、Ⅰの設計検査に加算する手数料)

(税込)単位:円

		耐震性(※6)	省エネルギー性	耐久性・可変性(※7)	バリアフリー性
同時申請の場合(※2)		13,200	通常手数料に含む	2,640	13,200
単独申請の場合(※3)	20 戸以下	13,200	通常手数料に含む	2,640	13,200
	21 戸以上	39,600	通常手数料に含む	7,920	39,600

※1.賃貸住宅融資とは、省エネ賃貸住宅融資、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資、まちづくり融資のことをいいます。
※2.同時申請とは、建築確認又は住宅性能評価のいずれかがセンターに申請されている場合をいいます。
※3.単独申請とは、建築確認及び住宅性能評価のいずれもセンターに申請されていない場合をいいます(建築確認が不要な場合も含みます。)
※4.断熱構造等の基準(断熱等性能等級 4 以上及び一次エネルギー消費量等級 4 以上、又は建築物エネルギー消費性能基準)又は省エネ賃貸住宅融資、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の基準に適合していることを所管行政庁又は第三者機関が交付する証明書等により確認できる場合は申請手数料から 22,000 円を減算します。
※5.センターで建設性能評価書を取得済みの場合で、現場検査を省略し、所定の条件に係る書類上の審査のみ実施する場合をいいます。
※6.フラット 35S(優良な住宅基準)、フラット 35S(特に優良な住宅基準)の耐震性に関する基準に係る設計検査を申請する場合の加算手数料となります。ただし、建築確認においてそれらの基準に係る検査を重複して実施する場合又は設計(建設)性能評価書によって所定の基準を満たしていることが確認できる場合は加算しません。
※7.フラット 35S(優良な住宅基準)の耐久性・可変性に関する基準に係る設計検査を申請する場合の加算手数料となります。フラット 35S(特に優良な住宅基準)の耐久性・可変性に関する基準に係る申請の場合は、所管行政庁が交付する長期優良住宅であることを証する書類の写しによって所定の基準を満たしていることを確認するため加算はしません。

◆ Ⅰ及びⅡは、申請 1 件あたりの金額です。
◆ Ⅰのフラット35通常手数料について、101戸以上の場合は別途見積りとなります。
◆ Ⅱのフラット35Sの加算は設計検査のみの加算手数料となります。
◆ フラット35Sの基準を複数申請する場合は、Ⅱのそれぞれの加算手数料をⅠのフラット35通常手数料に加算した合計手数料が申請手数料となります。
◆ 建設場所が「別表　地域別追加手数料(2)」に示す市町村の場合は、Ⅰ又はⅠ+Ⅱの現場検査手数料にそれぞれに定められた追加手数料を加算します。ただし、建築基準法の完了検査等の他制度の検査と同一となる場合は他制度の検査手数料に地域別追加手数料を加算します。
◆ 再検査が必要となる場合又は事前連絡無しで検査をキャンセルされた場合は、Ⅰの現場検査申請手数料の2分の1の手数料を追加します。なお、「別表　地域別追加手数料(2)」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加手数料を加算します。

(3) 中古住宅・リフォーム・賃貸住宅リフォームの申請手数料

(税込)単位:円

中古住宅	リノベ(性能向上リフォーム推進モデル事業)(※1)		145,200
	上記以外		132,000
リフォーム(※2)			132,000
賃貸住宅リフォーム	戸建て		132,000
	重ね建て又は連続建て	10 戸以下	198,000
	共同建て	11 戸以上	198,000+6,600×(戸数-10)

※1.リノベ(性能向上リフォーム推進モデル事業)の場合は、物件売買地の現地検査等の事前確認が必要になります。
※2.耐震改修工事を行う方向けのリフォーム融資、エネルギー消費性能向上工事を行う方向けのリフォーム融資、高齢者向け返済特例(部分的バリアフリー工事・耐震改修工事・エネルギー消費性能向上工事)を利用する方向けのリフォーム融資、財形住宅融資のリフォーム融資、住宅債券積立者・住宅積立郵便貯金積立者向けのリフォーム融資に係る検査手数料です。

◆ 上記は申請1件あたりの金額です。
◆ 所在地が別表「別表　地域別追加手数料(2)」に示す市町村の場合は、上記の現場検査手数料にそれぞれに定められた

追加手数料を加算します。ただし、リノベの場合は現地検査等の回数分の追加手数料を加算します。

◆ 再検査が必要となる場合は、現場検査手数料の2分の1の手数料が追加となります。なお、「別表　地域別追加手数料（2）」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加手数料を加算します。

別表　地域別追加手数料（2）

（税込）単位：円

地域区分	追加手数料	市町村名		
		岐阜県	三重県	静岡県(※1)
A 地域	13,200	大垣市（都市計画区域外）、瑞浪市、御嵩町、八百津町、川辺町、関ケ原町	鈴鹿市、いなべ市（都市計画区域外）、菰野町（都市計画区域外）	浜松市天竜区、磐田市、袋井市
B 地域	26,400	恵那市、中津川市、東白川村、白川町、七宗町、郡上市、揖斐川町、本巣市（都市計画区域外）、関市（都市計画区域外）、山県市（都市計画区域外）	津市、松阪市、亀山市、伊賀市、名張市	静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、川根本町、吉田町、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、森町
C 地域	52,800	下呂市、飛騨市、高山市、白川村	伊勢市、鳥羽市、尾鷲市、志摩市、多気町、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町、紀北町	沼津市、富士宮市、富士市、裾野市、三島市、長泉町、清水町
D 地域	66,000		熊野市、御浜町、紀宝町	御殿場市、熱海市、伊豆の国市、伊豆市、伊東市、下田市、小山町、函南町、西伊豆町、東伊豆町、河津町、松崎町、南伊豆町

※1. 静岡県の追加手数料は応相談とします。

- ◆ 愛知県内及び表に記載のない地域は追加手数料を加算しません。
- ◆ 建築基準法上の中間・完了検査と、フラット35の現場検査を同時に行う場合は、建築基準法上の中間・完了検査手数料に上記金額（税抜額）を加算し、適合証明の手数料には加算しません。
- ◆ 建築基準法以外の制度と適合証明（フラット35）の現場検査を同時に行う場合の追加手数料は、重複して加算しません。
- ◆ 同一団地内などで同一日時に複数の建築物の現場検査を行う場合の追加手数料は、上記金額を申請件数分で除した金額（100円未満を切り捨てた金額）を加算します。ただし、申請者の都合により別々の現場検査に変更になった場合は除きます。
- ◆ 申請者の都合により加算すべき地域別追加手数料に過不足が生じた場合は精算を行います。

旧手数料

2. フラット35適合証明申請手数料

(1) 新築一戸建て住宅等の申請手数料【一戸建て住宅、長屋、共同建て(登録マンションを除く)】

I. フラット35通常手数料

(税込)単位:円

一戸建て住宅等【一戸建て住宅、長屋(重ね建て・連続建て)】				通常手数料
同時申請の場合(※1)	通常手続き	設計検査		6,600
		現場検査(中間・竣工)	下記以外の場合	13,200
			設計検査を省略かつ省令準耐火構造の場合(※3)	15,400
		竣工現場検査を省略(※4)		6,600
	竣工済特例	設計検査		13,200
		現場検査(竣工)		26,400
単独申請の場合(※2)	通常手続き	設計検査		13,200
		現場検査(中間・竣工)	下記以外の場合	19,800
			設計検査を省略する場合(※5)	26,400
	竣工済特例	設計検査		19,800
		現場検査(竣工)		46,200

共同建て住宅(フラット35登録マンションを除く)		通常手数料	
		10戸以下	11戸以上
同時申請の場合(※1)	設計検査	26,400	2,640×戸数
	現場検査(竣工)	66,000	6,600×戸数
	竣工現場検査を省略(※4)	6,600	
単独申請の場合(※2)	設計検査	66,000	6,600×戸数
	現場検査(竣工)	198,000	19,800×戸数

II. フラット35Sの加算手数料(フラット35Sの基準による申請の場合に、Iの設計検査に加算する手数料)

(税込)単位:円

	耐震性(※6)	省エネルギー性(※7)	耐久性・可変性(※8)	バリアフリー性
設計検査	13,200	26,400	2,640	13,200

※1.同時申請とは、建築確認又は住宅性能評価のいずれかがセンターに申請されている場合をいいます。

※2.単独申請とは、建築確認及び住宅性能評価のいずれもセンターに申請されていない場合をいいます。(建築確認が不要な場合も含みます。)

※3.設計(建設)性能評価書を活用する場合又は長期優良住宅により設計検査を省略する場合で、かつ、構造が省令準耐火構造の場合をいいます。(それらの審査をセンターが実施している場合に限ります。)ただし、この手数料を中間現場検査時に納入した場合における竣工現場検査に係る申請手数料は通常の手数料(13,200 円)となります。

※4.センターで建設性能評価書を取得済みの場合で、現場検査を省略し、所定の条件に係る書類上の審査のみ実施する場合をいいます。

※5.センターで長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査を実施して設計検査を省略する場合をいいます。ただし、この手数料を中間現場検査時に納入した場合における竣工現場検査に係る申請手数料は通常の手数料(19,800 円)となります。

※6.フラット35S(優良な住宅基準)、フラット35S(特に優良な住宅基準)の耐震性に関する基準に係る設計検査を申請する場合の加算手数料となります。ただし、建築確認においてそれらの基準に係る検査を重複して実施する場合又は設計(建設)性能評価書によって所定の基準を満たしていることが確認できる場合は加算しません。

※7.フラット35S(優良な住宅基準)、フラット35S(特に優良な住宅基準)の省エネルギー性、フラット35S(ZEH)のZEH Orientedに関する基準に係る設計検査を申請する場合の加算手数料となります。ただし、それらの基準に適合していることを所管行政庁又は第三者機関が交付する証明書等により確認できる場合は加算しません。

※8.フラット35S(優良な住宅基準)の耐久性・可変性に関する基準に係る設計検査を申請する場合の加算手数料となります。フラット35S(特に優良な住宅基準)の耐久性・可変性に関する基準に係る申請の場合は、所管行政庁が交付する長期優良住宅であることを証する書類の写しによって所定の基準を満たしていることを確認するため加算はしません。

◆ Ⅰ及びⅡは、申請1件あたりの金額です。ただし、一戸建て住宅等(一戸建て住宅、長屋)の申請で複数戸の住宅をまとめて申請する場合は戸数分を乗じた金額となります。

◆ フラット35Sの基準を複数申請する場合は、Ⅱのそれぞれの加算手数料をⅠのフラット35通常手数料に加算した合計手数料が申請手数料となります。

◆ 建設場所が「別表　地域別追加手数料(2)」に示す市町村の場合は、Ⅰ又はⅠ+Ⅱの現場検査手数料にそれぞれに定められた追加手数料を加算します。ただし、建築基準法の中間検査又は完了検査等の他制度の検査と同一となる場合は他制度の検査手数料に地域別追加手数料を加算します。

◆ 再検査が必要となる場合又は事前連絡無しで検査をキャンセルされた場合は、Ⅰの現場検査申請手数料の2分の1の手数料を追加します。なお、「別表　地域別追加手数料(2)」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加手数料を加算します。

(2) 共同建て住宅(フラット35登録マンション)及び賃貸住宅融資の申請手数料

I. フラット35通常手数料

(税込)単位:円

共同建て住宅(フラット35登録マンション)及び賃貸住宅融資(※1)		通常手数料	
		設計検査	現場検査(竣工)
同時申請の場合(※2)	10戸以下	19,800	66,000
	11戸以上50戸以下	1,980×戸数	66,000
	51戸以上100戸以下	1,980×戸数	264,000
	竣工現場検査を省略(※4)	----	6,600
単独申請の場合(※3)	10戸以下	85,800	66,000
	11戸以上20戸以下	1,980×戸数+66,000	66,000
	21戸以上100戸以下	1,980×戸数+264,000	264,000

II. フラット35Sの加算手数料(フラット35Sの基準による申請の場合に、Ⅰの設計検査に加算する手数料)

(税込)単位:円

		耐震性(※5)	省エネルギー性(※6)	耐久性・可変性(※7)	バリアフリー性
同時申請の場合(※2)		13,200	26,400	2,640	13,200
単独申請の場合(※3)	20戸以下	13,200	26,400	2,640	13,200
	21戸以上	39,600	79,200	7,920	39,600

※1.賃貸住宅融資とは、省エネ賃貸住宅融資、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資、まちづくり融資のことをいいます。

※2.同時申請とは、建築確認又は住宅性能評価のいずれかがセンターに申請されている場合をいいます。

※3.単独申請とは、建築確認及び住宅性能評価のいずれもセンターに申請されていない場合をいいます(建築確認が不要な場合も含みます。)

※4.センターで建設性能評価書を取得済みの場合で、現場検査を省略し、所定の条件に係る書類上の審査のみ実施する場

合をいいます。

※5.フラット 35S(優良な住宅基準)、フラット 35S(特に優良な住宅基準)の耐震性に関する基準に係る設計検査を申請する場合の加算手数料となります。ただし、建築確認においてそれらの基準に係る検査を重複して実施する場合又は設計(建設)性能評価書によって所定の基準を満たしていることが確認できる場合は加算しません。

※6.フラット 35S(優良な住宅基準)、フラット 35S(特に優良な住宅基準)の省エネルギー性、フラット35S(ZEH)のZEH-M Oriented に関する基準に係る設計検査を申請する場合又は省エネ賃貸住宅融資、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資に係る設計検査を申請する場合の加算手数料となります。ただし、それらの基準に適合していることを所管行政庁又は第三者機関が交付する証明書等により確認できる場合は加算しません。

※7.フラット 35S(優良な住宅基準)の耐久性・可変性に関する基準に係る設計検査を申請する場合の加算手数料となります。フラット 35S(特に優良な住宅基準)の耐久性・可変性に関する基準に係る申請の場合は、所管行政庁が交付する長期優良住宅であることを証する書類の写しによって所定の基準を満たしていることを確認するため加算はしません。

◆ Ⅰ及びⅡは、申請 1 件あたりの金額です。
◆ Ⅰのフラット35通常手数料について、101戸以上の場合は別途見積りとなります。
◆ Ⅱのフラット35Sの加算は設計検査のみの加算手数料となります。
◆ フラット35Sの基準を複数申請する場合は、Ⅱのそれぞれの加算手数料をⅠのフラット35通常手数料に加算した合計手数料が申請手数料となります。
◆ 建設場所が「別表　地域別追加手数料(2)」に示す市町村の場合は、Ⅰ又はⅠ＋Ⅱの現場検査手数料にそれぞれに定められた追加手数料を加算します。ただし、建築基準法の完了検査等の他制度の検査と同一となる場合は他制度の検査手数料に地域別追加手数料を加算します。
◆ 再検査が必要となる場合又は事前連絡無しで検査をキャンセルされた場合は、Ⅰの現場検査申請手数料の2分の1の手数料を追加します。なお、「別表　地域別追加手数料(2)」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加手数料を加算します。

(3) 中古住宅・リフォーム・賃貸住宅リフォームの申請手数料

(税込)単位:円

中古住宅	リノベ(性能向上リフォーム推進モデル事業)(※1)		145,200
	上記以外		132,000
リフォーム(※2)			132,000
賃貸住宅リフォーム	戸建て		132,000
	重ね建て又は連続建て 共同建て	10 戸以下	198,000
		11 戸以上	198,000+6,600×(戸数-10)

※1.リノベ(性能向上リフォーム推進モデル事業)の場合は、物件売買地の現地検査等の事前確認が必要になります。

※2.耐震改修工事を行う方向けのリフォーム融資、エネルギー消費性能向上工事を行う方向けのリフォーム融資、高齢者向け返済特例(部分的バリアフリー工事・耐震改修工事・エネルギー消費性能向上工事)を利用する方向けのリフォーム融資、財形住宅融資のリフォーム融資、住宅債券積立者・住宅積立郵便貯金積立者向けのリフォーム融資に係る検査手数料です。

◆ 上記は申請1件あたりの金額です。
◆ 所在地が別表「別表　地域別追加手数料(2)」に示す市町村の場合は、上記の現場検査手数料にそれぞれに定められた追加手数料を加算します。ただし、リノベの場合は現地検査等の回数分の追加手数料を加算します。
◆ 再検査が必要となる場合は、現場検査手数料の2分の1の手数料が追加となります。なお、「別表　地域別追加手数料(2)」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加手数料を加算します。

別表　地域別追加手数料（2）

（税込）単位：円

地域区分	追加手数料	市町村名		
		岐阜県	三重県	静岡県(※1)
A 地域	13,200	大垣市（都市計画区域外）、瑞浪市、御嵩町、八百津町、川辺町、関ケ原町	鈴鹿市、いなべ市（都市計画区域外）、菰野町（都市計画区域外）	浜松市天竜区、磐田市、袋井市
B 地域	26,400	恵那市、中津川市、東白川村、白川町、七宗町、郡上市、揖斐川町、本巣市（都市計画区域外）、関市（都市計画区域外）、山県市（都市計画区域外）	津市、松阪市、亀山市、伊賀市、名張市	静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、川根本町、吉田町、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、森町
C 地域	52,800	下呂市、飛騨市、高山市、白川村	伊勢市、鳥羽市、尾鷲市、志摩市、多気町、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町、紀北町	沼津市、富士宮市、富士市、裾野市、三島市、長泉町、清水町
D 地域	66,000		熊野市、御浜町、紀宝町	御殿場市、熱海市、伊豆の国市、伊豆市、伊東市、下田市、小山町、函南町、西伊豆町、東伊豆町、河津町、松崎町、南伊豆町

※1. 静岡県の追加手数料は応相談とします。

- ◆ 愛知県内及び表に記載のない地域は追加手数料を加算しません。
- ◆ 建築基準法上の中間・完了検査と、フラット35の現場検査を同時に行う場合は、建築基準法上の中間・完了検査手数料に上記金額（税抜額）を加算し、適合証明の手数料には加算しません。
- ◆ 建築基準法以外の制度と適合証明（フラット35）の現場検査を同時に行う場合の追加手数料は、重複して加算しません。
- ◆ 同一団地内などで同一日時に複数の建築物の現場検査を行う場合の追加手数料は、上記金額を申請件数分で除した金額（100円未満を切り捨てた金額）を加算します。ただし、申請者の都合により別々の現場検査に変更になった場合は除きます。
- ◆ 申請者の都合により加算すべき地域別追加手数料に過不足が生じた場合は精算を行います。